

平成24年 9 月26日

平成24年

第 9 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成24年第9回教育委員会定例会会議録

平成24年9月26日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

藤崎雄三	委員	委員長
横川敏男	委員	委員長職務代理者
鈴木清子	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ推進担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤 松 郁 夫
参事（調整担当）	佐 藤 一 義
教育総務課長	青 木 重 樹
施設担当課長	中 山 順 博
学務課長（私学行政担当課長兼務）	水 井 靖
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小 黒 仁 史
副参事	菅 野 哲 郎
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	木 田 早 苗
大田図書館長	山 本 成 俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第9回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 藤崎雄三

○ 委員長

ただいまから、平成24年第9回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様には傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入場)

○ 委員長

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について、区民に広く周知するよい機会になるととらえ、編集等によりその内容に誤解が生じないように留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○ 委員長

教育長から報告を求める。

○ 教育長

現在、開会中である第3回区議会定例会の代表質問、一般質問において、いじめに関する質問が自由民主党、公明党、民主党などから出され、それに対して、大田区教育委員会が答えたので、その内容について紹介させていただく。

大津市の中学生のいじめの問題は、議員も非常に興味を持っており、質問の趣旨としては、大田区教育委員会がいじめの実態を正確に把握しているかどうか、いじめを放置したり、いじめのあることを隠蔽したりせず、いじめ問題に対処するための確固たる姿勢を持っているかどうか、方針をしっかりと定めて組織的に適切に問題解決に当たっているかどうか、というものである。

これに対し、大田区教育委員会としては、毎月開催される生活指導主任会において、各学校からいじめに関連する問題状況の報告を受けており、そこで問題があれば適切に対応する体制をとっていること、毎学期、各校におけるいじめの状況を把握していること、年度のまとめとしては文部科学省の児童・生徒の問題行動調査によって全体的な把握をしていることを答弁した。平成23年度に大田区立学校でいじめを認知した件数は小学校が113件、中学校が205件であった。今年7月に、東京都のアンケー

ト方式によるいじめの緊急調査があり、東京都が各区・市の結果を発表したところ、大田区の中学校のいじめの認知件数が多かったので、これについても触れておいた。いじめの認知件数は、小学校が81件、中学校が151件だったが、この件数については、各学校の児童・生徒の意向を率直に情報収集し、教育委員会が指導して件数を抑えることは一切しない結果として出てきたものである。これらについては、夏期休業中及び9月当初に問題にしっかり対応した結果、小学校は27件、中学校は22件に絞り込んだ。絞り込んだものは、全く解決されていないということではなく、引き続き配慮を要するものである。

いじめを認知した際の学校の対応について質問があった。この質問に対しては、いじめられている児童・生徒をしっかりと守ることを第一に考えて問題解決に当たっていること、いじめられている児童・生徒からの事情聴取及びいじている側からの事実確認を行い、双方からの情報を総合化していじめの実態を正確に認識した上で解決に向けての指導を行っていること、学校と家庭とが十分に連携して被害生徒、加害生徒双方の学校内、学校外の生活を見守る体制をとっていること、また、教育委員会が独自にメンタルヘルスチェックなどを年に2回行い、この中において学校が組織的に児童・生徒の様子をよく観察するとともに、道徳の時間において児童・生徒間にいじめは絶対に許さないという認識を定着させるために、区立学校全体を指導していることを答弁した。

また、生徒たちへの指導だが、いじめの被害にあった児童・生徒が被害を訴える勇気を持つことも大事だということ、また、いじめを見た場合には見て見ぬふりをせず、いじめの解決のために行動する正義感を養うことが必要ではないかということ、これについては道徳や学級活動の時間に指導しており、東蒲中学校のようにクラス単位でいじめ撲滅宣言を出して、学級という集団の中でいじめを監視するような子どもたちの主体的な活動が求められていることを答弁した。

いずれにしても、教師が児童・生徒との信頼関係を築いて適切な情報収集に努め、いじめの疑いがある場合は時を移さず関係児童・生徒から事実を丁寧に聞き取っていじめを認知し、適切な行動に移ることが大切だろうと答弁した。

前々回もこの場で話したが、いじめは総合的な対応が求められている。家庭においては、親が第一番目の教師と言われており、根本的な善悪、マナーをしっかりと教えていくことが責務である。学校教育においては、思いやりや礼を守り、人権侵害を行ってはいけない、弱い者を助けるという心構えを道徳の中で教えたり、社会常識をしっかりと指導したりしていく必要がある。また、地域の見守り体制も大事で、地域の人々が子どもに関心を持ち、地域の力で子どもを育成していくという地域力が求められている。また、生徒個人の自覚がやはり求められており、生徒の集団としての積極的な活動もこれに合わせて行っていく必要がある。これはいじめの防止に非常に有効な手だてになるのではないかと思う。そして、何よりも教師が自覚を持ち、いじめの現状をしっかりと見つめて、具体的に対応するスキルなり心構えなり、あるいは哲学なりを持って対応していくことが求められていると思う。また、教師のチームワークの良し悪しや学校長を中心に組織として毅然とした対応がとられているかどうかも比重としては大きいのではないかと思う。

あとは教育委員会の指導力で、最終的には学校現場の中でいじめを解決しないといけないので、活気のある、風通しのいい学校を築き上げていくことが重要だと思う。いじめというのは人間関係のトラブルの一つの形で、強い者と弱い者という関係の中で、弱い者が一方的に被害を受けるというときに深刻になってくるから、そういう関係を早期に発見し、具体的に対応していくことが重要である。いじめはなかなか撲滅することはできないので、絶えず存在するという気持ちを持ち、しっかり対応できるような仕組みをつくっていかねばいけないと思っている。

○ 委員長

ただいまの教育長の報告に、意見や質問等はあるか。

○ 鈴木委員

まさに今、いじめについては社会の中で大きく取り上げられているところである。先ほどお話いただいた人権の教育についてだが、学校生活の中でしっかり人権の教育ができていないと、問題が起きた場合には、学力向上などやっているどころではなくなってしまうという大きな問題に発展していく。

各学校で先生方が関心を持ってやられていることは事実である。私自身も足しげく学校へ通っているが、子どもたちに道德教育や人権教育などを行うのはもとより、保護者に対して啓発をしていくことはとても大事だろうと思う。先ほど教育長から地域ぐるみでという話があったが、子どもたちは多くの関わりの中で学んでいくことが大切である。常に申し上げているが、まずは、人としてどうあるべきかを子どもたち自身がしっかりと身につけていくことが大切で、その上に学力向上は成り立つと思う。

これから12月にかけて人権週間である。そういう中で、大田区中で道德の意識を強めていただければありがたいと思う。

○ 尾形委員

大田区の場合、「子どもの心サポート月間」が6月と11月にあると思う。その中で子どもたちの学校での生活調査を行うと書いてあるが、具体的にはどのような調査を行うのか伺いたい。

○ 副参事

これは、小学校4年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒に対する質問紙による調査である。大きく二つの項目があり、一つ目はストレスの症状があるかどうか、二つ目はそのストレスの原因がどこにあるかというもので、原因については多々あると思われるが、人間関係と学習に限って質問している。マークシートで答えてもらい、集計した結果を学級単位にまとめて学校へ返し、その資料に基づいてストレスが高い生徒や、その原因が特定される生徒について、保護者と子どもとを合わせた3者面談を実施したり、スクールカウンセラーにつないだり、ストレスの解消（中にはいじめの問題も含まれるが）に向けて取り組む機会である。

○ 尾形委員

調査をする、そしていろいろな問題が出てくる、それを学校で対応するという場合に、その結果について教育委員会が把握するということはあるのか。

○ 副参事

教育委員会としては、学級単位で何%くらいの児童に高いストレスがあるかといった統計的な情報はあるが、個別の児童のデータについては持ち合わせていない。したがって、個別に介入することはないが、保護者や児童・生徒から、学校に相談してもはかばかしくないという場合には教育委員会にも声が来るので、そのときには積極的に関わっている。

○ 鈴木委員

今、いじめに関する問題がどの程度起きているかは把握しているわけだが、大きな問題はどの程度あるのか。程度が小さいものについては先生方が対処して終わるかと思うが、問題がだんだん大きくなると抱え切れなくなるので、そうなる前に先生方はしかるべきところに相談して対処をし、大きな問題に発展しないように努力することが大切だと思う。今の状態は、それほど大きな問題は抱えていないということでしょうか。

○ 教育長

私の知る限りは、この間行った緊急調査の結果、ほとんどが解決に向かっており、全く未解決の状況のものはない。ただ、引き続き見守ったほうがいいというものがあるが、それ以外は解決もしくはほぼ治まった状況である。

○ 芳賀委員

先ほど教育長から、小学校が81件から27件、中学校151件から22件に絞り込まれたという話があったが、それは解決したということか、それとも同じ事象が2重に計上されていたのを整理したということか。

○ 教育長

小学校は81件認知されたが、81件に関して、いじめがあったのかどうか具体的に調査をし、あった場合は当事者を呼んで仲直りさせた等で何件かは解決した。残った27件については、完全に解決し、今後この当事者間では問題が発生しないというものではなく、若干くすぶっており、引き続き見守っていく必要がある件数と考えていただきたい。一応、ある程度問題解決はしたが、完全ではないため、対応が必要だということである。

私の個人的な見解だが、学校は教師と子ども、あるいは子ども同士の極めてパーソナルな関係を前提とした集団活動だと思う。毎年4月になると、大量の教員が異動する。大田区外から来る方もいるし、新規で採用される方もいるし、区内の異動もある。子どもたちも一定数は卒業してまた新しく入ってくる。そういう大きな変化の波

が4月に押し寄せてくる。そこで、教師と子どもたちの新たな人間関係が始まる。小学校から中学校に入った子は全く異なる雰囲気の中での学校活動が開始される。こういう大きな変化に適応しながら学校生活を営んでいくので、今は比較的落ちついたと思っても、また来年の4月に教師が変わればその教師と子どもの関係も変わり、クラス替えをすればクラスの人間関係も変わる。この変化の中で落ち着きをつくり、いじめをなくすのはかなり難しいことだと思う。人間関係の変化は毎年あるので、今はうまくいっているからいいと気を抜くわけにはいかないもので、永遠の課題だと思う。

○ 委員長

ほかに意見はあるか。

○ 尾形委員

やはりいじめというのはいつでもどこでも起こり得ることをしっかり認識して、子どもたちの小さな変化をしっかり見取って対処していくことが大事だと思う。

○ 委員長

一般論だが、1学期は様子を見る状態で、休み明けの2学期くらいから顕著に見えてくるという話をよく聞く。今は2学期に入って約1カ月たつが、アンケートの数字は別として、耳に入ってくるレベルで、何か火がついているとか、傾向としては変わらず落ちついている状態だとか、情報があれば教えていただきたい。

○ 指導課長

いじめに関する調査をしたのは7月だが、それ以降も継続的にしっかり見るようにと指導している。7月以降に見つかったいじめもあり、それに対しても対処している。いじめについては、こういう時期なので、教員もきめ細かく見ており、大きなものはない。暴力行為などについても、2学期になって新しい報告は入っていない。

○ 委員長

それでは、教育長の報告について承認してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○ 委員長

部課長の説明を求める。

○ 教育総務課長

資料) 小学校通学路緊急合同点検の実施報告について

小学校通学路緊急合同点検の実施報告を行う。本件は、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路を対象に実施した緊急合同点検である。大田区では6月から8月にかけて、学校、PTA、道路管理者、地元の警察署等により合同点検を実施した。

合同点検の実施校は53校で、6校については危険箇所の報告はなかったため実施していないが、日々、学校を取り巻く環境は変わるので、危険な場所を発見したということがあれば、関係機関に連絡する体制はできている。

報告のあった危険箇所と対策の必要な箇所は、ともに194箇所である。合同点検には延べ527人の方に参加していただいた。

今回の合同点検で検討された主な対応策だが、各学校・PTA、あるいは道路管理者、警察署等、それぞれの部署に応じて検討していく予定になっており、対応策については11月30日を目途に、再度報告する予定になっている。

○ 施設担当課長

資料) 新たな学校校舎建替え校（入新井第一小学校）について

新たな学校校舎建替え校（入新井第一小学校）について報告する。

区立小学校の校舎建替えについては、計画的に進めていくことを決め、昨年、その順位付けの方法について、考え方を明確にするとともに東六郷小学校、志茂田中学校、志茂田小学校、大森第四小学校の4校について順位を決定し、公表したところである。このたび、この4校に続く新たな建替え校を入新井第一小学校としたことを報告する。

入新井第一小学校の位置、建物の配置状況など概要については資料のとおりである。なお、今後の建替えのスケジュールだが、平成27年度に基本構想・基本計画に着手し、その後、設計を2年度間で行い、平成30年度から工事に着手したいと思っている。

○ 大田図書館長

資料1) 郷土博物館特別展「懐かし うつくし 貝細工」の開催及び臨時休館について

資料2) 平成24年度 特別展「貝細工」図録販売について

資料3) 郷土博物館「馬込時代の川瀬巴水」展の開催及び臨時休館について
郷土博物館での特別展、企画展及び関連の報告をする。

1点目は、10月7日（日）から11月25日（日）まで開催する平成24年度の特別展についてである。平成24年度予算で承認いただいた計画の事業で、展覧会名称は、特別展「懐かし うつくし 貝細工」である。配付資料のチラシで貝細工の緻密さ、美しさを御覧いただけるかと思う。

貝細工は、時代を遡ると、大森貝塚や同じ縄文時代の貝塚遺跡などから、装身具として加工された貝輪や、道具として作られた貝刃などが出土している。また、江戸時

代の貝細工を始め、江戸から近・現代にかけて行楽地で親しまれた貝細工、漁具や玩具がある。土産などは江ノ島などが有名だが、当時は穴森稲荷に来た方への土産としても流通していたようである。今回は貝細工の手法を見渡し、我が国での貝殻利用を探る機会としている。

関連報告だが、郷土博物館条例施行規則第3条による休館の報告を行う。開催準備として10月1日（月）から6日（土）まで、展示の撤去として11月26日（月）から30日（金）まで休館させていただく。

関連報告の2点目は、特別展「貝細工」の図録販売である。資料のとおり印刷金額と印刷部数によって販売価格を決めているが、今回の図録を700円で販売させていただく。現在、印刷中なので、委員の皆様には後日配布させていただく。

大きな報告の2点目は、特別展に引き続き開催する企画展「馬込時代の川瀬巴水」についてである。川瀬巴水は大田区に非常になじみの深い木版画絵師であり、日本のみならず世界的な名声を確立している作家である。巴水は昭和5年から昭和19年まで過ごした現南馬込三丁目の生活を「一番面白い時代であった」と述べている。巴水は来年が生誕130年に当たり、今回郷土博物館では、馬込時代の約100点の展示を企画展として開催する。企画展の会期は、12月1日（土）から24日（月）までである。国際的にも著名な木版画の作品であり、来年度計画している特別展のプレ展示として開催させていただく。今回の企画展においても、国内外から注目を集め、多くの方々に大田区にお越しいただくことを目標としている。そのことが来年度、生誕130年の記念となる特別展につながることを期待している。

関連報告だが、企画展の開催準備として11月26日（月）から30日（金）まで、展示撤去として12月25日（火）から28日（金）までを休館とさせていただく。

なお、来年度の国体「スポーツ祭東京2013」において、文化プログラムを募集しており、来年度計画している特別展「川瀬巴水展」については、この文化プログラムに応募させていただく。採択されると、「スポーツ祭東京2013」と連動して、「川瀬巴水展」が文化プログラムとしてPRされる。全国から集まる選手、関係者、多くの国民も目にする事になり、PRの相乗効果が生まれるものと考えている。来年度事業なので、大田区議会での予算議決が条件ではあるが、応募させていただく予定として今回報告する。

○ 委員長

3課長より報告があったが、ただいまの報告について意見、質問等はあるか。

○ 尾形委員

郷土博物館特別展の内容はどのように決めているのか。例えば、区民や地域のニーズなどをどうやって把握しているのか。

○ 大田図書館長

学芸員を中心に地域の意見なども聞きながら計画している。具体的には、職員である学芸員が、地域の文化の状況、区民の意見などを踏まえた上で毎年度企画している。

○ 委員長

声を聞くというのは、具体的には来館者からアンケートをとるとか、こちらから聞きに行くとか、何か方法はあるのか。

○ 大田図書館長

現在、アンケートは行っていない。いろいろな講座や郷土博物館の友の会の方からの御意見や、講座でのアンケートなどから集約し、考えさせていただいている。

○ 尾形委員

要望として、やはり区民ニーズをしっかりと把握して特別展を組んでいただきたい。そうでないと広がりがないので、地域住民や区民のニーズをしっかりと把握して欲しい。

○ 大田図書館長

今後の事業の参考にさせていただきたい。

○ 委員長

非常に興味深いものを行っていると思うが、興味を持っている人が少ないと、深い内容でも広がりにくい。そこに費やしたエネルギーをもっと広く知っていただくためには、尾形委員の意見も参考にさせていただければと思う。

○ 委員長

ほかにいかがか。

私から2点質問がある。まず、小学校通学路の緊急合同点検について、件数や対応はわかったのだが、具体的にどのようなものが危険箇所として挙げたのか。例えば、犯罪系なのか事故などの交通機関係なのか、どういうものが出て194箇所になったのか。

○ 教育総務課長

今回は、人通りの少ない場所等も含むが、主として交通の部分について、警察と道路管理者の立場から地域の方と一緒に検討していただいた。一番大きい改善策というのは、見えにくくなっている標示物の補修と交差点等の改良工事である。運転者になるべくスピードを出さないような工夫をした標示物にしていこうということが柱となっている。

○ 委員長

了解した。

2点目は校舎の建替えの件だが、4校に続く新たな建替え校を入新井第一小学校に決定したということだが、何をもって入新井第一小学校としたのか教えていただきたい。

○ 施設担当課長

昨年の同時期に、老朽化がどんどん進む中で、建替え校をどうするかということで方針を固めた。学校はいろいろな増築を重ねているので、老朽の度合いをどうするか判断が困難になっている。その中で、築年とその年数が占める床面積の割合を算術的に出し、古い順に並べ、上位10校について、今度は構造的な観点からもう一度並べ直した。これは、単に年数が古いといってもきれいに維持管理している建物もあれば、施工がよくなかったりして耐力的に問題がありそうな学校もあるので、耐力的にもう一度並べ直し、10位まで順位を出した。今回は、5番目の学校をどうするかということで、その順位のまま選ぶという方法もあるが、教室の増減や施工をどうするか等もあるので、そういうことを加味して次の学校を決めようということで検討をした。その結果、ほかに特段加味すべき点がないということで、10校中5番目の入新井第一小学校がそのままストレートに決まった。

○ 横川委員

基準をどうするかということに、耐震化は入っていないのか。

○ 施設担当課長

学校については、いわゆる旧耐震建築については耐震補強を実施している。耐震補強をすると、先ほど申し上げた耐力度という観点からいくと、数値がいきなり上がることもある。施工した時期によって基準の設計の強度などが多少違ってくるので、そういうものを点数化することになっている。

○ 委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、ただいまの報告について、承認してもよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、承認する。

日程第3 「議案審議」

○ 委員長

第28号議案について、事務局の説明を求める。

○ 教育総務課長

第28号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分について報告する。

資料のとおり区議会へ報告させていただく。事故の内容については、資料「学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について」の別紙をご覧ください。

事故は南六郷中学校で起こった。通行人へのバレーボール衝突事故で、平成24年5月31日午後1時10分ごろ、昼休み中に、第1グラウンドで中学3年生の男子生徒十数名でボールをぶつけ合う遊びを行っていた最中に、ボールが学校のフェンスを飛び越え、校外へ飛び出してしまった。その際、第1グラウンドと第2グラウンドの間を三輪自転車で走行中の方の頭部にボールが後方から当たり、頭部外傷を与えてしまったというのが事故の概要である。

事故後の事務処理については、被害者に対して治療費及び通院費を損害賠償する。また、学校の対応については、生徒全体に昼休みの過ごし方、ボールの扱い方の指導を行った。

対応の経過だが、被害者は事故当日にかかりつけ医で受診をされた。また、当該校の副校長が被害者へお見舞いをした。今月、9月11日に示談書を取り交わし、昨日、9月25日に賠償金12,180円を被害者へ支払った。

通行人へのバレーボール衝突事故損害賠償請求について、専決処分による賠償金の支払いを行ったため、地方自治法第180条に基づき、本件について区議会への報告を行う。

○ 委員長

第28号議案について、質問や意見等はあるか。

○ 芳賀委員

頭部外傷というのは、ボールが当たって直接けがをされたのか。それともボールが当たったことによって、転んでけがをされたのか。

○ 教育総務課長

三輪自転車にお乗りになっていたもので、当たった拍子に転んだということではなく、突然、後からボールがぶつかったことによって脳震とう的な症状を訴えられたということである。

○ 横川委員

再発防止のために、子どもたちに昼休みの過ごし方、ボールの扱い方の指導をしたということだが、子どもなので当然またボール投げをやると思う。例えばフェンスを高くするとか、そういうことも検討してもらえるのか。

○ 教育総務課長

確かにフェンスは158cmという高さなので、同様の事故が起きる可能性はあると思うが、現在は指導の中で様子を見て、同様の事例が出てくることがあれば物理的な対

応を図っていかなければならないと考えている。

○ 横川委員

様子を見ないで、すぐにやったほうがいいのか。様子を見ていて、また同じような問題が出たら困るのではないか。

○ 委員長

予算の問題等もあるのだろうが、いかがか。

○ 施設担当課長

学校でのグラウンドの使い方にもよると思う。この学校はたまたま第1グラウンドと第2グラウンドがあり、第2グラウンドはボール遊びができるような高いフェンスで囲まれたグラウンドとなっている。道路を挟んだ第1グラウンドは低いフェンスになっているので、遊び場所を変更するなどソフト面で対応できるか、それも難しいとなれば、横川委員がおっしゃったようなことも考えなければいけないと思う。

○ 委員長

三輪自転車ということは年配の方なのか。

○ 教育総務課長

そうである。

○ 委員長

ほかに何かあるか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

第28号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

第28号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成24年第9回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時44分閉会)